

岐阜県公報

号外(一) 令和六年八月二日

目次

公 示

県単河川維持修繕事業【債務】荒田川廃棄物運搬処分業務委託に関する一般競争入札公告

(河川課)

公 示

県単河川維持修繕事業【債務】荒田川廃棄物運搬処分業務委託に関する一般競争入札公告

県単河川維持修繕事業【債務】荒田川廃棄物運搬処分業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第四条の規定により公告する。

令和六年八月二日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達する役務の名称及び数量
荒田川廃棄物運搬処分業務 一式
- (2) 調達する役務の仕様その他明細
入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年9月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜

<p>卓票が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。</p> <p>(3) 特定業務共同企業体（自主結成とする。以下「共同企業体」という。）として参加する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。</p> <p>ア 共同企業体結成に当たり共同企業体協定書を締結していること。</p> <p>イ 構成員数は、4者以内（運搬を行う構成員3者以内、処分を行う構成員1者）であること。</p> <p>ウ 構成員の全てが2(1)及び(2)に該当していること。</p> <p>(4) 岐阜県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録がされている者（共同企業体にあつては、全ての構成員について入札参加資格者名簿に登録がされている共同企業体）であること。</p> <p>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条の4第1項及び同条第6項、第15条第1項並びに第15条の4の4第1項の規定に基づき、必要な許可等を有する者（共同企業体にあつては、運搬を行う構成員については収集運搬の許可を廃棄物処理法に定めるところにより有し、処分を行う構成員については処分の許可等を廃棄物処理法の定めるところにより有する共同企業体）であること。</p> <p>表：収集運搬及び処分に係る許可等</p>			
廃棄物の区分	許可等の種類	廃棄物処理法上の条項	許可品目
低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	収集運搬	第14条の4第1項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
処分	特別管理産業廃棄物収集運搬業（注）	第15条の4の4第1項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定	第14条の4第6項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
特別管理産業廃棄物処分業			

産業廃棄物処理施設	第15条第1項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
<p>注 上表に掲げる「特別管理産業廃棄物収集運搬業」は、積込地及び積降地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。</p> <p>(6) 廃棄物処理法第14条第5項第2号イからハまでに掲げる欠格条項に該当しないこと。</p> <p>(7) 廃棄物処理法に基づき、次のいずれの不利益処分も受けていないこと。</p> <p>ア 廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物処理法第7条の3及び第14条の3（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。））</p> <p>イ 廃棄物処理施設に係る改善又は使用停止命令（廃棄物処理法第9条の2及び第15条の2の7）</p> <p>ウ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（廃棄物処理法第9条の2の2第1項及び第2項並びに第15条の3）</p> <p>エ 再生利用認定の取消し（廃棄物処理法第9条の8第9項（廃棄物処理法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））</p> <p>オ 広域的処理認定の取消し（廃棄物処理法第9条の9第10項（廃棄物処理法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））</p> <p>カ 無害化処理認定の取消し（廃棄物処理法第9条の10第7項（廃棄物処理法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））</p> <p>キ 2以上の事業者による処理認定の取消し（廃棄物処理法第12条の7第10項）</p> <p>ク 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（廃棄物処理法第19条の3）</p> <p>ケ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（廃棄物処理法第19条の4第1項（廃棄物処理法第19条の10第1項において準用する場合を含む。）、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（廃棄物処理法第19条の10第2項において準用する場合を含む。）及び第19条の6第1項）</p> <p>(8) 廃棄物処理法第14条第13項に規定する現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じていないこと。</p> <p>3 入札手続等に関する事項</p> <p>(1) 担当部局</p>		

<p>(1) 申込み</p> <p>〒500 8570 岐阜市数田南二丁目1番1号 岐阜県国土整備部河川課管理調整係 電話 058 272 8597 ファクシミリ 058 278 3568 メールアドレス c11652@pref.gifu.lg.jp</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所</p> <p>ア 交付期間 令和6年8月2日(金) から令和6年8月23日(金) までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 交付場所 3の(1)に同じ。 原則電子メールによる交付とするので、上記3の(1)まで電子メールで交付希望の旨を申し出ること。</p> <p>(3) 競争入札参加資格の確認</p> <p>ア 入札参加希望者は、3の(3)のイの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書において定める書類を添付した上で、3の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>イ 提出期限 令和6年8月30日(金)午後5時(必着) 期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。</p> <p>ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和6年9月6日(金)までに通知する。</p> <p>(4) 入札の日時及び場所</p> <p>ア 日 時 令和6年9月11日(水)午前10時 (入札を郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)で行う場合には、令和6年9月10日(火)午後5時までに3の(1)に必着のこと。)</p> <p>イ 場 所 岐阜市数田南二丁目1番1号 岐阜県庁20階 会議室2002</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。</p> <p>(6) 契約条項を示す場所 3の(1)に同じ。</p>	<p>(7) 入札方法等に関する事項</p> <p>ア 入札方法 入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。共同企業体で入札に参加しようとする者は、共同企業体協定書に定める代表者(代表構成員である企業)が入札するものとする。 また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。</p> <p>イ 入札保証金及び契約保証金 岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第114条各号に該当するときは、免除する。</p> <p>ウ 落札者の決定方法 本入札の落札方式は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項の規定に基づき複数落札入札制度によるものとする。落札者は、本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量である1,650トンに達するまでの入札者をもって落札者とする。また、本入札における落札希望数量は1トン単位の整数とし、最小落札希望数量は1トン、最大落札希望数量は1,650トンとする。 なお、最後の順位の落札者の落札希望数量が、他の落札者の落札希望数量と合算して需要数量を超えるときには、その超える数量については落札がなかったものとする。 落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、入札者の中に郵便等による入札を行った者がある場合は、別に定める日時に再度入札を行う。</p> <p>エ 入札の無効</p>
--	---

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

また、整数でない数量又は1,650トンを超える数量が記載された入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

また、入札参加者が5者に満たないときは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第11項の規定により、本入札を取り消すことがある。

なお、入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否
要

落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県宛てに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

(3) 電信による入札は、認めない。

(4) 郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。

(5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(7) 落札者が、岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領又は岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。

また、落札者が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとし、契約後に同要領に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(8) 入札等に関する質疑がある場合は、令和6年8月15日(木)午後5時までに、3の⁽¹⁾まで書面にて提出すること。

(9) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature of the services to be procured:

Transport and disposal of low-concentration PCB waste (sludge) from Arata River

(2) Contract fulfillment period:

From the date of the contract through 30 September 2025

(3) Date and time for the distribution of the tender documentation:

Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 2 August 2024 through 23 August 2024 (excluding weekends and national holidays)

(4) Deadline for the submission of bidding registration forms and relevant documents:

5:00 p.m.30 August 2024

Applicants will be notified of the screening results by 6 September 2024.

(5) Date, time, and place for the opening of bids and tenders:

The meeting for the opening of bids and tenders will begin promptly at 10:00 a.m. on 11 September 2024 at the Meeting Room 2002 (20F of Gifu Prefectural Government Building).

(Tenders submitted by mail must be received by 5:00 p.m. on 10 September 2024.)

(6) For further information, please contact:

River Management Division, Department of Prefectural Land
Management, Gifu Prefectural Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570

Tel: 058-272-8597

E-mail: c11652@pref.gifu.lg.jp

令和六年八月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社